

座談会 男性も女性も、ジェンダーを見つめ直す

新しい生き方の輪を広げたい

ジェンダーって何？

生まれつきの性差ではなく、社会や文化の中で創られる「男だから」「女だから」とか、「男のくせに」「女のくせに」といった固定観念をジェンダー（gender）といいます。性別にかかわらず一人ひとり個性や能力が違いますが、これまでは、ややもするとジェンダーにとらわれすぎてきました。これからの時代は、個性や能力を大切に、「自分らしい」すてきな生き方を追求することが必要なのです。



21世紀はジェンダーを見つめ直す時代。これまでの固定観念の垣根を取り払って、男も女も共にしなやかに元気に生きる。そんな新しい生き方の魅力を、さまざまな分野で活躍中の皆さんに語り合っていました。

日本の男性も今、変わりつつある

杉原 私は5年前、ジェンダーを見直す生き方のひとつのモデルと言われている北欧へ研修で行ったんですが、男性のほとんどが育児休暇を取っておられました。その方々は、子育てで大変だけれども、楽しんでいるものとは知らなかった

政『有斐閣選書』。それと一人ひとりが個人を大切にしているようです。

谷口 結局は人権の問題なんです。人が人の個人として、いかにちゃんと生きられるかという...。女性でも、子育てや家事が好きなんもあれば、仕事が好きという人もいます。両方ともしたいという人もいます。それを同じ「女性」としてひとくくりにするところに無理があると思います。男性だって同じですよ。

寺本 日本の男性も、パートナーとの付き合い方によって変わりますよ。私が仕事を始めたころは、夫にお願いして子供の送り迎えをしていただく「感じでしたが、今は遠慮せず、お願いするようにしています。私が利用している保育園でも、最近は男性が送り迎えするのが珍しくなくなってきました。

杉原 大学の先生に聞くと、今時の女子大学生は何やかんや言っていて、モクミンが近くくと、彼氏に「セクハラ」するためにせせと編み物をするという...。これが現実でしょうか。

寺本 そんなものもありますよ。今は彼女のためにセーターを編む男性もいます。編み物は男性も飛び込んでくると、この楽しい趣味だといついてもないでしょうか。

谷口 私も、小学生の「ママ」から裁縫や料理が好きでした。今はまだ、男性が編み物をする

寺本 スワフテンでは育児休暇保障が450日間、適用されます。興味深いのは、父親の月

という規定があり、父親も必ず1カ月は育児休暇を取らなければならないことです。児童手当や就学補助も充実していて、社会保障制度が日本とは随分違いますね。参考資料：藤岡純一著、分権型福祉社会 スワフテンの財

いつと好奇の眼で見られることが多いのですが、もともと「男性だから」「女性だから」よりも自分が「好きだから」「やる」ということが大前提に言えるようになると思います。

新しい生き方に踏み出すチャンス

杉原 確かに周りが押さえているところがありますね。滋賀県ではまだ、夫が洗濯物を干してたりすると、「あそこ奥さん、えらい力カア、天下やなあ」と言われることもあります。

寺本 私の場合も母に怒られました。「あなた、旦那さんに何をさせるの？」って。

杉原 特に年配の男性は、「男のよさ」を脱ぐのに勇気が要るんです。寺本 でも、そんなこと言ったら、これからの高齢社会では生きられません。妻に先立たれたら、夫はその後の長い人生を二人で生きていかなければならないんですから。

杉原 私は自分の自立を目指していたら、10の間が夫も変わって、身辺の自立が出来るようになりまして。今ウチは、女房、元気で留守がええ。私がいなくなったら、自由に好きなことをして、食事も好きなものを食べて、これほ見えもんはないと言っています。

杉原恵美子さん (栗東市) 司会進行

男女共同参画センターになる前の「婦人センター」「女性センター」時代から12年間、ボランティアとして運営に参加。地域でも男女共同参画や環境づくりで活動中。現在、栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会委員。

自立を目指せば、夫も変わった。今は「女房、元気で留守がええ」。



松原洋介さん (大津市)

保育士。みんなで子育てを考え、子育てを楽しむ共感の輪を広げようというNPO「滋賀子育てネットワーク」の事務局長。

子育てをするうえで大切なことは、男性であることと女性であることと共通です。



既存のものを变えるのが難しいけれど、新しいものを作ってしまうのはいい。

寺本哲子さん (草津市)

SOHO起業家。インターネットを活用して在宅でホームページ制作を請け負う「(有)でしまわワークス」代表。3児の母。



谷口浩志さん (マキノ町)

一級建築士として、快適な暮らしを追求。まちづくりや環境問題のさまざまな活動に携わる。現在、滋賀文化短期大学助教授。

「好きだから」やる、というのを大っぴらに言えるようになるね...。



講座・イベント情報

輝いてさんかく(男女共同参画)!
“G-NETしが”フェスタ

参加無料

託児あり(3日前までに予約)
県内で活動するグループやNPO、各種団体が一堂に会し、男女共同参画の社会づくりに向けて自ら企画・運営するフェスタ。出会いと学びとふれあいの楽しい13日間です。
日程 平成15年1月31日(金)~2月2日(日)
内容 グループやNPO、各種団体による講演会・ワークショップ、交流会
展示や発表のブース バザー

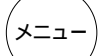
参加募集
フェスタで講演会・ワークショップ、活動発表、交流会などを自ら企画・運営するグループやNPO、各種団体を募集中です。

お問い合わせ
“G-NETしが”フェスタ実行委員会事務局(県立男女共同参画センター内)
TEL0748-37-3751 FAX0748-37-5770へ。

これなら学べる 出前講座

地域や団体・グループなどで男女共同参画について学びたいという皆さんのために、講師(出前講座推進員)を派遣します。

- 家族、子育て、介護のこと
- 仕事と家庭の両立
- 地域のネットワークづくり
- ボランティア活動 など



開催予定日の1カ月前までにお申し込みください。

さんかく 男女共同参画ひろば

身近な地域で男女共同参画の輪を広げていくため、講演会「男女共同参画ひろば」を開催します。

お問い合わせ 県庁男女共同参画課 TEL 077-528-3071 FAX 077-528-4807

- 2月8日(土) 湖北地域男女共同参画ひろば 場所 リュートプラザ(びわ町)
- 2月22日(土) 第12回近江八幡市男女共同参画社会を考える市民のつどい・東近江地域男女共同参画ひろば 場所 県立男女共同参画センター 講師 幸淑玉さん(人材育成コンサルタント)
- 3月2日(日) (仮)彦根・愛知・犬上地域男女共同参画フォーラム 場所 県立大学交流センター(彦根市) 講師 幸淑玉さん(人材育成コンサルタント)

【お問い合わせ】滋賀県立男女共同参画センター[G-NETしが] 〒523-0891 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4 TEL0748-37-3751 FAX0748-37-5770 E-mail cm30@mx.biwa.ne.jp 休館日 月曜日/祝休日の翌日/年末年始

図書・資料室から

「目からウロコ」がテンコ盛り。発想の転換と新鮮な知識が、あなたを元気づけます。



「ザ・フェミニズム」 上野千鶴子・小倉千加子対談 筑摩書房
両先生、面白過ぎます! 漫才のようなやりとりで大笑いしている、いつしか切っ先は読者に向けられ、わが身を振り返り冷や汗が。従来のフェミニズム観が木っ葉みじん頭も心もまっさらになります。

「卵と小麦粉 それからクッキング」 石井睦美 著 B.L出版
専業主婦のママが突然バリの料理校入塾を宣言。ママに捨てられた!と最初は憤慨しますが、変わるべきは自分であると気づく少女のお話。ママもすてきですがパパもナイスなキャラクターです。

「紙幣は語る」 中野京子 著 洋泉社
2004年から紙幣の顔に樋口葉が加わります。世界中で、紙幣の肖像の男女比率が半々なのはわずか3カ国。全体の男女比は10対1だが、紙幣の中の女性を紹介したタイムリーな1冊。

利用案内
利用時間:9:00~17:00
休室日:月曜(月曜が祝休日の場合はその翌日)、年末年始
貸し出し:1人5冊まで、3週間借りられます。

いま地域では

甲西町

民間団体と行政力を合わせて地域をより良く

甲西レディースネットワークは結成から5年、女性の年金に関する勉強会や地域の環境/ハローワークなど身近な問題をテーマに活動してきました。現在メンバーは15人。9月には甲西町人権政策課の協力を得て、男女が共に子育てを考えるセミナーを開催、50人を超える参加者が集まり関心の深さを実感しました。今後は「私たちの機動力やネットワークの軽さと、行政の持つ情報・PR力をお互いに活用しながら、地域の問題を見つめていきたい」と話されています。



男女共同参画センターと共催でベストパートナー出前講座を開催

近江町

男女間、世代間でそんなに違うの? “ぶっちゃけトーク”開催しました

地域エンパワーメント事業を活用し、男女の間で日ごろ感じていることを話し合おうと「男と女のぶっちゃけトーク」が9月29日に開かれ、10~70代の幅広い世代の約30人が集合しました。なごやかな雰囲気の中、「子育ては女性だけの問題?」などの質問に意見が飛び交い、自分と違う意見に「なるほど」とうなずく参加者も。まちづくり元氣課のアドバイスを受けながら、近江町女性の社会参加プロジェクトが企画したもので、「これからも男女が共に主役で、仲間づくりが出来る場を作りたい」とメンバーの皆さん。

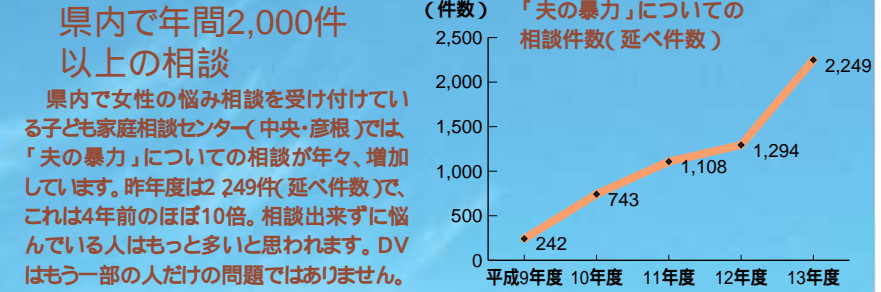


男女30人が楽しみながら意見交換

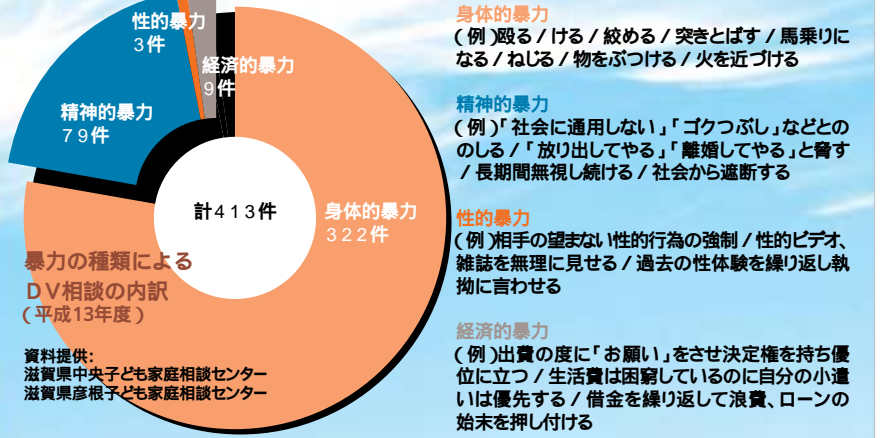
地域エンパワーメント事業 滋賀県とNPO、グループの協力によって、地域に男女共同参画の輪を広げるためのセミナーを今年度から開催しています。

深刻化するDV(ドメスティック・バイオレンス)の実態

配偶者、恋人など親密なパートナーから振るわれる暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))が大きな社会問題になっています。昨年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行され、国も解決に向けて乗り出しました。深刻化しているその実態を知ってください。



“夫婦げんか”では済まない暴力の実態
寄せられた相談の内容を見ると、「殴られて顔が2倍くらいに腫れ上がった」「腹や背中をけられ、倒れたところを踏みこまれた」「竹刀で全身をメッタ打ちにされた」「バットで殴られて腕を骨折した」「包丁をのど元に突きつけられた」など、きわめて深刻な暴力の実態がみられます。長年、暴力を受け続けた結果、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こすこともあります。



〔DVに対する世間の誤解を解く〕臨床心理士 高橋啓子さんに聞きました DVの被害者に次のような言葉がよく浴びせられますが、それは本当でしょうか。

- 例1 そんな人と結婚したのが悪い
DV加害者の中には、社会的に認められた地位にいる人や「温厚で腰の低い良い人」と言われている人もいます。結婚前には暴力を予想出来ない場合もあります。結婚前から暴力があった場合も、「家庭を持って落ち着く」とか「自分が努力すれば暴力は防げると思った」という人などさまざまです。DVの子供や社会に与える影響を考えた時、個人の問題ではなく、「暴力」を社会の問題として受け止めることが大切です。
- 例2 早く離婚すればいいのに
離婚したくても出来ない事情もあります。住む所などの生活のめど立たないことや、離婚を言い出すとひどい暴力に遭うという繰り返しや、子供のことを考えると踏み切れないなど、背景は複雑です。自分だけではなく親族に迷惑をかける、などのさまざまな不安を受け止め、支援することが求められていると思います。

こうした誤解に遭うと、被害者は「誰にも分かってもらえない」と絶望してしまいます。相談を受けた時は、どうか相手を否定せず、共感して聴いてあげてください。そして、「配偶者暴力相談支援センター」などの相談窓口を紹介してあげてください。

県内の配偶者暴力相談支援センター
滋賀県中央子ども家庭相談センター ☎ 077-562-1121
滋賀県彦根子ども家庭相談センター ☎ 0749-24-3741
滋賀県立男女共同参画センター ☎ 0748-37-8739

男女共同参画相談員のホームページ

相談専用電話 0748-37-8739

総合相談(電話・面接)
火・水・金・土・日曜..... 9:00~17:00
第2・第4木曜..... 13:00~17:00
その他の木曜..... 9:00~20:00

専門相談(面接、要予約)
家族問題カウンセリング 第1金曜 13:00~17:00
法律相談..... 第2金曜 13:00~17:00
ところからだけの相談 第3水曜 13:00~17:00
DV相談..... 第3木曜 13:00~17:00

その他、県内各地で巡回相談も実施しています。
詳しくは、センターまたはお近くの県地域振興局へお問い合わせください。